

# 長野県ポッチャ競技用具一式貸出し及び使用規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、長野県が管理するポッチャ競技用具一式（以下、「用具」という。）を、長野県におけるポッチャ普及のために貸出し及び使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (借受申請)

第2条 用具を借り受けようとする場合は、「ポッチャ競技用具一式借受申請書」（様式第1号）を、用具を管理する保健福祉事務所長又は教育事務所長もしくは長野県観光スポーツ部スポーツ振興課（以下、「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

## (貸出しの承認)

第3条 管理者は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを条件として用具の貸出しを承認する。

- (1) 用具を正しい用途で使用しないおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体等に対する貸出しが、ポッチャ普及の目的を超えた特段の支援又は利益供与として誤解を受けるおそれがあるとき。
- (4) 用具を使用して特定の個人、団体等が営利活動を行うおそれがあるとき。
- (5) その他、管理者が貸出しを不相当として認めるとき。

- 2 管理者は、用具の貸出しを承認するときは、「ポッチャ競技用具一式貸出承認書」（様式第2号）を借受申請者に交付するものとする。
- 3 借受申請が重複した場合は、原則として先着順で貸出しを承認するものとする。
- 4 借受けの申請は、原則として借り受けようとする日の3日前（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下、「休日」という）を含まないものとする。）までに行うものとする。ただし、第1項各号の規定に該当しないことが明白であり、かつ他の申請による貸出しに支障がないときは、この限りではない。
- 5 管理者は、本規程に反しない限りにおいて貸出しにあたって要件を付することができる。

## (貸出し及び返却の方法等)

第4条 貸出しの承認を受けた者は、原則として承認を受けた管理者の所在地に出向いて用具を借り受けるものとする。

- 2 貸出しの期間は、原則として貸出日の翌日から起算して7日以内とする。
- 3 貸出しは無料とする。
- 4 用具を借り受けた者（以下、「借受人」という。）は、管理者の指定する返却場所において、職員の確認を受けた上で用具を返却するものとする。

- 5 借受人は、用具の返却時に、利用人数（延べ数）、実施状況を報告するものとする。
- 6 用具の貸出し及び返却時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。
- 7 用具の貸出し及び返却に係る費用は、借受人が負担する。

（遵守事項）

第5条 借受人は、次の各号を遵守しなければならない。

- （1）承認を受けた範囲で本来の用途に従って用具を使用しなければならない。
- （2）自己または他者の営利のために用具を用いてはならない。
- （3）用具を第三者に転貸してはならない。
- （4）貸出し中の用具が汚損又は紛失したときは、「ポッチャ用具一式汚損（紛失）届」（様式第3号）においてその旨を報告し、管理者が事情説明を求めた場合はこれに応じなければならない。
- （5）貸出し中の用具が汚損又は紛失し、管理者が原状回復を求めたときは、借受人の責任と負担において必要な措置をとらなければならない。

（承認内容の変更）

第6条 借受申請の内容に変更が生じるときは、貸出承認を受けた者は速やかにその旨を申し出なければならない。

（承認の取消し）

- 第7条 管理者は、借受人がこの規程に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。この場合において、長野県は、承認を取り消したことによって生じた損害に対して一切の責任を負わない。
- 2 前項の承認の取消しは「ポッチャ用具一式貸出承認取消通知書」（様式第4号）により行う。
  - 3 貸出しの承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに用具を返却しなければならない。

（免責事項）

第8条 長野県は、用具の使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

附 則

（施行期日）

この規程は令和元年12月26日から施行する。